

報道関係各位

**件 名** 飯能市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例（案）について**1 概要**

令和6年第4回飯能市議会定例会に、障害の有無にかかわらず誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現に寄与することを目的として「飯能市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例（案）」を提出します。

**2 内容**

障害のある全ての人が、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得でき、利用することで円滑に意思疎通を図ることが極めて重要です。このことから手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の普及に努めるとともに、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進する条例を制定することとしました。これまでの施策を拡充し、障害があっても何ら不自由なく自らの意思を相手に伝え、相互に意思疎通を図ることができる環境づくりを推進し、障害の有無にかかわらず誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現を目指します。

手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進をするため、次に掲げる施策を総合的に推進します。

- 手話が言語であることの普及に関する施策
- 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に対する理解の促進に関する施策
- 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を利用しやすい環境の整備に関する施策
- 災害その他の非常の事態において、障害者に対し、情報の取得及び利用並びに意思疎通の支援を行うための施策

担当者 障害福祉課長 浅見 礼子  
連絡先 TEL042-986-5072（直通）